

議案第10号

特殊勤務手当支給条例中一部改正の件

特殊勤務手当支給条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和4年6月1日提出

芽室町長 手 島 旭

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

特殊勤務手当支給条例（昭和52年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

（5）待機手当

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（待機手当）

第7条 待機手当は、公立芽室病院に勤務する職員が、救急医療に備えて勤務時間外に自宅等において待機を命じられたときに支給する。

2 前項の手当の額は、その待機1回につき2,000円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

公立芽室病院職員が、勤務時間外に利用者からの緊急連絡に対応するため、命じられた自宅等での待機に対し支給する手当を新設しようとするものであります。

特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 一略一 <u>(5) 待機手当</u> <u>(待機手当)</u> <u>第7条 待機手当は、公立芽室病院に勤務する職員が、救急医療に備えて勤務時間外に自宅等において待機を命じられたときに支給する。</u> <u>2 前項の手当の額は、その待機1回につき2,000円とする。</u> (対象範囲の制限) <u>第8条 一略一</u> (支給方法) <u>第9条 一略一</u> (補則) <u>第10条 一略一</u> <u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類) 第2条 特殊勤務手当の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1)～(4) 一略一 (対象範囲の制限) <u>第7条 一略一</u> (支給方法) <u>第8条 一略一</u> (補則) <u>第9条 一略一</u></p>